

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

(法人の名称) 一般社団法人 繫紡会

1 事業実施の方針

「居住支援ネットワークふくおか」の福岡市内に拠点を置く提携6法人との提携のもと、住まいの確保と暮らしの確立を見据えた「入居前～入居後の一連の包括的支援」に引き続き取り組んでまいります。地域生活定着支援にむけて、立ち直りを支える地域の力となれるよう居住支援事業に努めてまいります。

新たに、母子寮退寮者の保護的居住支援にも取り組んでいきます。特に「予期せぬ妊娠」でひとり親世帯となった世帯への支援を職業紹介会社との連携のもと「ぎんももプロジェクト」のなかで居住安定化支援に取り組んでまいります。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし 0人	0
法第62条第二号に掲げる業務	①住まい探しに係る相談 ②不動産店への同行による入居支援 ③サブリースによる物件提供 家賃(月3万6000円～8万円) ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額	福岡市, 春日市, 大野城市, 筑紫野市那珂川市	2人	住宅確保要配慮者 全般①50人 ②20人 ③生活困窮者 10人 障がい者 10人	①② 1,440 ③ 1,500
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な訪問による見守り 訪問ごとに3,000円 ※別途弊社規定による交通費 ②家事・買い物など日常生活支援 具体的な依頼内容に応じて料金が決定	福岡市, 春日市, 大野城市, 筑紫野市那珂川市	2人	①住宅確保要配慮者全般 20人 ②住宅確保要配慮者全般 20人	1,000

法第 62 条 第四号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし 0人	0
法第 62 条 第五号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし 0人	0
法第 62 条 第六号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし 0人	0

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する 博多区保護司会と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国居住支援法人協議会主催の国土交通省令和8年度居住支援研修会に参加 福岡市内に在る居住支援法人6社で形成する「居住支援ネットワークふくおか」(主宰ヤグラモン)にて職員研修会を実施